

## 七飯町地域公共交通計画（案）の答申について

### 1 答申の概要

令和3年3月24日付け七政策第125号にて、七飯町から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成するに当たり、同法第6条第1項の規定に基づき、その案となる七飯町地域公共交通計画（案）（以下「町計画（案）」という。）について、必要な調査、協議等を実施してほしい旨の諮問書が提出されていた。

この度、これまで本協議会で実施してきた調査、協議等を取りまとめた町計画（案）について、七飯町へ答申する。

### 2 答申までの流れ

第8回協議会（8月17日付議・書面開催）で  
町計画（案）の説明



町計画（案）に関する各委員から意見等照会  
（8月17日まで）



第9回協議会（9月5日・対面開催）で意見を反映させた  
町計画（案）を協議



9月5日に七飯町へ町計画（案）を答申



9月6日から10月6日まで七飯町が政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、町計画（案）について、意見を募集